

平成 27 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 20 |

平成 27 年 12 月 9 日 (水曜日)

建設環境委員会会議録

平成27年12月9日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時13分閉議（実時間109分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
 1. 議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
 1. 議案第117号・市道路線の廃止について
 1. 議案第118号・市道路線の認定について
 1. 議案第116号・財産の取得について
 1. 陳情第3号・八代市三江湖町、産業廃棄物処理業者敷地内に長期間放置されている廃棄物の早期対応方について
 1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
 - ・生活環境に関する諸問題の調査
- （千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟について）
- （環境センター建設事業の進捗状況について）
- （産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村長への意見聴取について）

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋安徳君
副委員長 中山諭扶哉君
委員 野崎伸也君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
委員 松永純一君
委員 村上光則君
委員 百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 本村秀一君
市民環境部次長 湯野孝君
廃棄物対策課長 山口修君
廃棄物対策課副主幹兼収集計画係長 宮川芳行君
廃棄物対策課廃棄物対策係長 谷口徹君
環境センター建設課長 山口敏朗君
建設部長 市村誠治君
建設部総括審議員兼次長 植野幹博君
建築指導課長 松元真介君
下水道総務課長 古田洋二君
土木課長 松本浩二君
都市整備課長 西竜一君

○記録担当書記 岩崎和平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先に配付してあります付託表のとおりであります。

なお、所管事務調査において、先にお知らせしておりました案件以外にもお手元配付のレジユメのとおり、本委員会において調査が必要であると思われる案件につきまして、調査項目に追加し、審査をいたしたいと思っております。

◎議案第107号・平成27年度八代市一般会

計補正予算・第7号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） まず最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第4款・衛生費中、市民環境部所管分について、説明願います。

○市民環境部長（本村秀一君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 本村市民環境部長。

○市民環境部長（本村秀一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の本村でございます。よろしく願います。

本委員会に付託されました議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号の歳出第4款・衛生費中、市民環境部関係分につきまして、湯野次長より説明いたしますので、よろしく願います。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部次長の湯野でございます。よろしく願います。座らせていただきまして説明をいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（湯野 孝君） それでは、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号、衛生費中、市民環境部所管分について御説明いたします。

予算書の説明に入ります前に、まず、今回の12月補正予算における人件費の補正内容につきまして、説明させていただきます。

補正の主な要因といたしましては、人事異

動、市町村職員共済組合負担金の率改定や、被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてでございますが、月例給、一時金ともに2年連続となる引き上げ改定が勧告されているところでございますが、国においては、年内の臨時国会の召集が見送られていることから、一般職給与法案の改正がおくれている状況となっており、本市におきましても、年内の改定を見送っている状況でございます。

それでは、予算書3ページをお願いいたします。

歳出の款4・衛生費、項の2・生活環境費に、補正予算額記載のとおり、人件費の補正を479万9000円お願いしております。

次に、目ごとの人件費補正の内容についてでございますが、21ページをお願いいたします。

まず、目の1・生活環境総務費でございます。職員31人分の人件費補正293万7000円の増額補正でございます。生活環境総務費には、市民環境部、環境課、廃棄物対策課の廃棄物対策係、環境センター建設課及び各支所市民福祉課等の職員が属しております。今年度の大幅な組織再編に伴う人事異動により、当初予算編成時より1名職員が多くなったことが、給料、職員手当等、共済費において増額の主な要因でございます。

次に、目の5・塵芥処理費でございます。廃棄物対策課において、じんかい処理を担当しております職員9人分の人件費補正でございます。549万6000円の増額補正でございます。主な理由は、給料、職員手当等、共済費について、人事異動等において増額の変動が大きかったことから増額補正となっております。また、職員手当等につきましては、8月25日の台風15号に伴う、災害廃棄物の受け入れ仮置き場を2カ所で、延べ13日間、期間といたし

ては11日間の開設となりましたが、その災害対策の時間外手当、廃棄物対策課60人分、応援職員100人分、160万円が主なものでございます。

最後に、目の6・し尿処理費でございます。衛生処理センター及び浄化槽汚泥処理施設の業務を担当しております職員3人分の人件費補正でございます。363万4000円の減額補正でございます。主な理由は、給料、職員手当等、共済費について、人事異動等において減額の変動要因が大きかったことから減額補正となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。1点だけ。

○委員長（福嶋安徳君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 塵芥処理費の職員手当ですが、私も当日ちょっとお邪魔をさせていただいて、大変熱心な対応であったというふうに思っております。

延べ人数で大体どれぐらいの職員になっておりますですかね。交通——何かあれは、指導員じゃなかばってん、ああいう人たちもおんなはったごたったんで、それも含めてで。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）職員については、210名だったと思っております。

廃棄物処理のほうからは、たしか90名程度か何かだったと、済いません、記憶しております。

以上のとおりでございます。（委員古嶋津義君「はい。結構です。はい。ありがとうございます

ました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、以上で、第4款・衛生費中、市民環境部所管分についてを終了します。

小会します。

（午前10時08分 小会）

（午前10時09分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

引き続き、歳出の第7款・土木費について建設部から説明願います。

○建設部長（市村誠治君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、市村建設部長。

○建設部長（市村誠治君） はい。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の市村でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、建設部所管につきまして、植野総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部総括審議員兼次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） おはようございます。（「おはようございます」

と呼ぶ者あり)建設部総括審議員兼次長、植野でございます。

一般会計補正予算の第7号の建設部所管分につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼します。

○委員長(福嶋安徳君) はい、どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長(植野幹博君) 予算書で御説明いたします。まず3ページをお願いいたします。

それでは、歳入歳出予算補正のうちの歳出の一覧表でございます。この中の一番下ですけども、款の7・土木費を3208万5000円減額補正しまして、59億3025万6000円といたしております。

内訳につきましては、この中の項の中の1番の土木管理費から、2番があって、次の4ページになりまして、上から3つあって、6番目の住宅費まででございます。この中で、1番の土木管理費以外は全て人件費のみの補正でございますので、まずは人件費について御説明をいたします。

人件費補正の主な要因といたしましては、先ほどの市民環境部と同様の内容になりますけども、人事異動に伴うものと市町村共済組合負担金の率改定や、被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響によるものでございます。

なお、人事院勧告に基づくものにつきましても、先ほどと同様で、国の法改正がまだできていませんので、本市におきましても、年内の改定を見送っている状況でございます。

それでは、人件費補正の具体的な内訳について、予算書で御説明をいたします。24ページをお願いいたします。

24ページの下の方の表の款7・土木費、項1・土木管理費、その中の目の1・土木総務費でございますけれども、説明欄に書いてあるとおり、職員6人分の人件費の補正としまして、18万1000円の増額でございます。

次に、その下の目の2・建築総務費は、補正額が83万7000円ですけども、このうちの節のところの2・給料、3・職員手当等、4・共済費、この3つが職員19人分の人件費の補正でございます。で、この3つの合計は182万9000円の減額になります。その下の節の19・負担金補助及び交付金266万6000円、これにつきましては、人件費以外ですので、後ほど御説明をいたします。

次に25ページの上の方の表をごらんください。

款の7・土木費、項2・道路橋梁費は、まず目の1・道路橋梁総務費が、職員20人分の補正としまして247万4000円の減額補正でございます。

目の3・道路新設改良費は、職員20人分で1257万3000円の減額です。

その下の表の款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員3人分で817万円の減額補正でございます。

次に26ページをお願いいたします。

款7・土木費、項5・都市計画費は、目の1の都市計画総務費から、続きまして目の5の区画整理費まで、それぞれ説明の欄に数字を記載してありますが、その職員数分の補正としまして、合計で986万6000円の減額補正でございます。

次に27ページの上の方の表をごらんください。

項の6・住宅費でございます。この中の目の1・住宅管理費。これにつきましては、職員5人分で2万円の減額補正でございます。

以上、ここまでの人件費の補正でございます。

次に、人件費以外について御説明をいたします。少し戻って24ページをお願いいたします。

この下の表の款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費の中の一番下の節19・負担金補助及び交付金が、266万6000円

の増額でございます。これは、説明欄のところ
に書いてありますけれども、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業に要する費用でございます。

この要緊急安全確認大規模建築物と申しますのは、もう一つ別添で資料をお配りしてあると思うんですけども、別冊の資料ですけど、これに一覧表をつけてございます。

それでいろいろ施設の用途を書いておりますけれども、主なものとして、病院や店舗、旅館などの不特定多数の人が利用する建築物、——この2枚です。右上に資料と書いてある2枚綴りです。（「これ。この2枚目が」「こっちは1枚ですね」「この2枚目」と呼ぶ者あり）

済みません、この表にいろいろ具体的に書いてありますけれども、不特定多数の人が利用する建築物として病院、店舗、旅館などがございまず、主なもの。

それとあと、地震の際の避難に特に配慮が必要な人が主に利用する建築物として、学校や老人ホームなどの施設。その中で大規模なものでございます。

大規模なものとい申しますのは、具体的に表の右側に数値を記載してありますが、これに記載してある規模以上のものになります。この中で、その建物が、建築基準、——現在の耐震の基準が施行されたのが昭和56年6月ですけども、それよりも前に建設に着手した建物が対象になります。56年よりも古い建物が対象になります。

この建物につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律で、その建物の所有者が耐震診断を行うということが義務化されております。

本市内の対象物件もございまして、それについても、それぞれ所有者によって耐震診断が現在進められているところでございます。

その中で、今回の補正に関係ありますのが、

民間建物の1件につきまして、その診断をいたしましたところ、建物の一部が現在の耐震基準を満足できていないところがございますので、それつきまして、建物の所有者から耐震改修を行うための設計に着手したいという申し出がございました。

このため、この耐震化を支援するために、国及び県の補助制度がございますので、それを活用したこの事業によりまして、設計費用の一部を補助するというものでございます。

予算書の24ページに補正額を記載しておりますけれども、この耐震の設計が400万円かかりますけど、そのうちの3分の2の266万6000円が補助になります。表の一番右側に266万6000円と書いてございます。

その財源の内訳が真ん中付近に書いてありますけれども、国が2分の1の133万3000円、それと県が4分の1の66万6000円、それを足したものの199万9000円、これが、特定財源のところを書いてございます国県支出金でございます。残りの4分の1は市の負担になります。66万7000円でございます。

これは一般財源になりますけれども、この表で記載してありますのは、先ほどの人件費の減額と今回の建物の補助の66万7000円を合計しまして、結果的に、マイナスの116万2000円になっております。

なお、この設計は実際期間が8カ月ぐらいかかるものですから、この事業の期間が来年度にまたがることとなります。ということで、予算の繰り越しが必要となります。

予算書の中で、5ページに繰り越しを記載しておりますけれども、5ページを見ていただきますと、第2表・繰越明許費の上から2番目、款の7・土木費、項1・土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業で266万6000円を計上いたしております。

以上で、一般会計補正予算・第7号の建設部所管についての説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、今説明のありました部分について、質疑を行います。

増田委員。

○委員（増田一喜君） しょうもない質問なのかもしれませんが、この表ですね。要緊急安全確認大規模建築物の規模要件というのがあって、こここのところで対象建築物の規模というのが書いてありますけど、このあたりでボーリング場、スケート場とかありますし、公衆浴場とありますよね。これが、階数3以上かつ5000平米以上となっていますよね。

このスケート場とか、この公衆浴場は結構天井が高いんですよ。階数はなくて、1階の状態でこう上げて、——これは階数は、以上かつだからですね、両方満たさないけぬとなると、その階数ちゅうのはどうやって見るんですか。高さで見るんですか。それとも、ちゃんと1階、2階って区分けしてある。それを見るんですか。

○建築指導課長（松元真介君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、松元建築指導課長。

○建築指導課長（松元真介君） はい。おはようございます。建築指導課長の松元でございます。

階数に関してはですね、高さというよりも、今、増田議員がおっしゃったように、特に高さというよりはですね、もうその、いわゆるその天井が、床があるかないかというところで一応階数の表示を加味していきますので、確かに今おっしゃったように、天井高が非常に高いやつ、だから1階、例えばボーリング、スケート場なんかだと特にやっぱり1階、階数は1つていうのが多いですね。

ただ、そう言いつつも、やっぱり5000平米以上という面積要件にひっかかれば、当然この要件にかかるということで、考えていただければ結構だと思います。

○委員長（福嶋安徳君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） いや、ここで書いてあるのは、階数3以上かつ、両方とも（建築指導課長松元真介君「ああ、そうですね。申しわけございません。そのとおりです」と呼ぶ）要件を満たさないとだめっちゃうけど、それであれば、以上を、あるいはというふうな言葉でつなげば、どっちかが満たされればこれの対象になりますよということなんでしょうけども、結局吹き抜けみたいになって、全体が吹き抜けみたいになりますよね、浴場とかスケート場とか、結構天井が高いから。

だから、それは普通1階とみなすのか、それとも3階にみなすのかっていう話になってくると、やっぱり天井張ってないと、階数をきちんと天井、床で区分けしてないと階数は数えられないから、高い天井があったとしても、それは1階建てと見るのかなど。建築基準法のちゅうか、そっちのほうではね。

○委員長（福嶋安徳君） はい、松元建築指導課長。

○建築指導課長（松元真介君） あ、済みません。訂正いたします。そのとおりでございます。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。1階とみなすと。

○委員（増田一喜君） あ、それは1階でみなしていいちゅうことですか。（建築指導課長松元真介君「はい」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。この事業は、市

内に3カ所あるっていうふうに以前から伺ったんですけど、これで最後になりますか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。対象物件、この基準に合うのが3件ございます。義務化されているのが、耐震診断を行うのが義務化されております。

まず順番としましてですね、耐震診断を行った後で、今回のものは診断の結果として、次の改修に向けての設計になります。で、これが一番3件の中で進んでいる状況です。で、残りの2件は一番最初の義務化されているものの耐震診断を現在行っているところです。

耐震診断は全て着手して、設計に入るのはこれが最初です、最後ではなくて。最初の案件でございます。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。確認ですけど、じゃあ、済みません、耐震診断のほうは、3件とももう終わりということよろしいですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。残り2件は、現在まだやっているところです、耐震診断。（委員野崎伸也君「途中」と呼ぶ）途中です。2件のうちの1件は年内に終了予定です。もう1件につきましては、11月に着手したところですので、もうしばらく期間がかかります。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。じゃあ、27年の12月31日までというのは、もうこれで大丈夫ということですよ。で、よろしいです

か。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 12月31日までに公表できるかっていうことですか。（委員野崎伸也君「いや、説明があったのは、県、国のほうに報告しなきゃいけないんでしょう。それは間に合うんですかっていう質問なんですけど、全部」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。耐震診断の結果としてですね、今のスケジュールで見込んでいますのは、今回の案件と、もう1件、年内に終わるものについては、年内に診断結果まで出る見込みです。

と、もう1件につきましてはですね、まだ着手してあんまり期間がたってませんので、12月末時点では、結果が出てない場合には、診断をしている途中というような状況の報告になると思います。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。理解しました。

済みません、これ、市内に、結構人が入るような大きなところというふうに理解してるんですけども、どこなんですか。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。この案件、物件につきましてはですね、この法律で統一されてまして、診断結果を12月いっぱい報告すると。で、その報告結果を受けて、公表するということになっておりますのでですね、今の時点、ちょっとまだ調査の途中でもある。それと、全国一律のまだ公表時期で

はございませんので、きょうの時点ではですね、まだちょっと具体的な名称は控えさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。いつ公表されるんですか。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 12月末の報告を受けて、年明けてですね、県内でこれを所管する行政庁が、県と、あと八代市のほかに、市で熊本市と天草市とございます。そこで協議をしまして、時期を決定して、公表することになりますけれども、年明けからその協議を始めて、できるだけ早くこれ、公表したいということで考えております。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 年度内ぐらいというふうに考えてればいいですかね。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。ちょっと場所とか、氏名とかはお聞きになりたいだろうと思いますけれども、これは今調査中の案件でありまして――。

○委員（野崎伸也君） いやいや、委員長、違うんですよ。場所はもういいんです。報告の時期っていうのを今確認してるんですが。

○委員長（福嶋安徳君） ああ、報告の時期ですか。はい。じゃあ、植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。時期、年明けから、その関係する四つの団体で協議をいたします。で、できるだけ早く公表するという事です。で考えてますけれども、明確にいつということまでは、ちょっとまだ今の時点では。（委員野崎伸也君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） もう一つ。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済いません。

今、途中段階で1件だけ、途中段階ですよというような報告を上げるというような話があったんですけども、1件だけですね。それもちろんと名称も出るんですか、途中段階であっても。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。公表するときに、どこまで公表するか、名称も公表することになりますけれども、あと、その中で、いろいろ結果として具体的にどの付近まで公表するかというのについては、報告を受けて検討することになると思います。

名称は出るようになります。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今ほど質問したやつなんですけれども、結果が出てから協議を始めるという話なんですけど、速やかにですね、市民の皆さんに報告できるように、きちんと八代市もやっぱりイニシアチブとってやっていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

○委員長（福嶋安徳君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、ないうです。

これより採決いたします。

議案第107号・平成27年度八代市一般会

計補正予算・第7号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長(福嶋安徳君) 次に、議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について説明願います。

○下水道総務課長(古田洋二君) 委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 古田下水道総務課長。

○下水道総務課長(古田洋二君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 下水道総務課、古田でございます。

議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について、御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(福嶋安徳君) はい、どうぞ。

○下水道総務課長(古田洋二君) それでは、別冊になっております八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算書をごらんいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今回の補正につきましては、先ほど一般会計土木費の補正説明にもありましたように、給料、職員手当等、及び共済費に係るもので、人事異動や共済負担金率改定等の影響によるものでございます。

まず1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万1000円を追加、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1553万2000円とする

ものでございます。

あけまして5ページをお願いいたします。

下段、歳出のほうから説明いたしますが、款1、項1・農業集落排水処理事業費、目1・農業集落排水事業費でございますが、53万1000円を追加し、補正後の金額を4997万8000円とするものでございます。先ほど申し上げました人事異動に伴う職員手当等の増額によるものでございます。

その上段、2の歳入でございますが、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金で53万1000円を追加し、補正後の金額を6990万4000円にいたしております。

以上が、議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号の説明でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長(福嶋安徳君) はい、それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) はい、ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようです。これより採決いたします。

議案第110号・平成27年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎議案第117号・市道路線の廃止について

◎議案第118号・市道路線の認定について

○委員長（福岡安徳君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第117号・市道路線の廃止について及び議案第118号・市道路線の認定については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について、一括説明を求めます。

○土木課長（松本浩二君） 委員長。

○委員長（福岡安徳君） 松本土木課長。

○土木課長（松本浩二君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課長の松本でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福岡安徳君） はい、どうぞ。

○土木課長（松本浩二君） それでは、議案書7ページの議案第117号・市道路線の廃止についてと、議案書9ページの議案第118号・市道路線の認定については、都市計画道路南部幹線整備に伴う市道網の再編による廃止が1路線、同じく、南部幹線整備に伴う再編、または新規の認定が7路線、区画整理事業に伴う新規の認定が3路線の合計11路線に対する廃止及び認定の議案でございます。

この2つの議案には関連がありますので、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第117号・市道路線の廃止について御説明いたします。

議案書7ページに路線名や起点・終点などを記載し、8ページに位置図をお示しさせていただいております。

今回、廃止をします葎牟田町6号線は、起終点ともに葎牟田町で、現在、市で施工中の南部幹線、図の中では一点鎖線で記載させていただいておりますが、この施工によりまして、本路線が東西に分断されますことから、一旦廃止を

お願いするものです。

なお、この路線は、次の議案第118号で南部幹線を挟んだ形で2路線に分けて、再度認定をお願いしているところでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第118号・市道路線の認定について御説明いたします。

今回、認定をお願いいたします10路線の位置につきましては、それぞれ10ページから13ページまでにお示しさせていただいております。

それぞれ認定するに至った理由ごとに説明をさせていただきます。

まず、9ページ、上から1番目と2番目の葎牟田町6号線と葎牟田町14号線につきましては、10ページに位置図をお示ししておりますが、先ほどの議案第117号で市施工の南部幹線南川横断区間の整備による分断を理由といたしまして、一旦廃止をお願いしました路線を、今回、南部幹線を挟んで2路線にして認定をお願いをするものです。

次に、9ページの上から3番目の新開町植柳下町線は、11ページに位置図をお示しております。

この路線は、現在の県道八代不知火線の一部区間でございまして、今回、これを市道として、重複して認定するものです。

これは、都市計画道路南部幹線に熊本県が事業着手するに当たり、将来的に、建馬町から植柳下町までの一級河川前川・南川・球磨川を横断する区間の完成後には、南部幹線を県道として管理すること。また、旧道となります現在の県道八代不知火線を市道として引き継ぎ管理することにしました、整備に関する協定及び引継ぎに関する覚書に基づき、今回、重複して認定するものです。

なお、この重複区間は、市が単独で管理することになるまでの間、道路法第11条の規定に

基づき、これまでどおり県が維持管理を行うことになっております。

次に、9ページの上から4番目の建馬町1号線から、上から7番目の中北町9号線までの4路線につきましては、12ページに位置図をお示ししております。

この4路線は、熊本県が南部幹線の前川横断工区の施工に際し、前川の兩岸の堤防に近い区間は、橋梁との関係から現地盤よりかなり高くなりますことから、沿線の家屋から直接乗り入れができずに両側が分断されることとなります。

そこで、県が、右岸の建馬町に1号線と2号線、左岸の古城町に27号線と中北町に9号線を側道として整備し、その完成後に市が引き継ぎ管理するという協定に基づきまして、今回、新たに市道として認定するものです。

次に、9ページの上から8番目の田中町10号線から、10番目の田中町12号線までの3路線につきましては、13ページに位置図をお示ししております。

この3路線は、平成21年度から組合施行で実施されておりました田中町土地区画整理事業が平成27年度末に完了しましたので、事業地内の区画道路を市が引き継ぐに当たりまして、新たにこの3路線を市道として認定するものです。

以上で、議案第117号・市道路線の廃止についてと、議案第118号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは以上の部分について一括して質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済いません。市道路線の認定とかっていうことで、いろいろとまた県道のほうが、今後、市道になっていくと

かっていう話、今、聞いたんですけども、これ聞くと、この南部幹線のですよ、一番の難所のところのこの前川の橋梁の関係、県施行の分ですよ、これが早くできるんじゃないかというふうに今思うんですけども、スケジュール的にはどやんふうに今なっておりますか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、松本土木課長。

○土木課長（松本浩二君） その前川工区のスケジュールということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。南部幹線の県の区間の進捗状況ですけども、今の事業に着手をしまして、今、調査の段階でございます。

都市計画道路として、都市計画決定してありますので、それをですね、一部変更する必要があります。その手続が現在進められております。都市計画決定が終わり次第、事業をするための事業認可という手続をやってから、用地買収して工事に入っていくという段取りになっています。

今の段階は、その都市計画変更に向けての手続の途中段階でございます。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） どれぐらいに完成予定なんですか。（建設部総括審議員兼次長植野幹博君「目標では——」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） 失礼しました。県の目標では、年度内には都市計画変更したいということで、話は聞いております。そして、それが終わり次第、事業認可手続

です。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。完成はわからないちゅうことなんですか。

○委員長（福嶋安徳君） 植野建設部次長。

○建設部総括審議員兼次長（植野幹博君） はい。事業の完成時期についてはですね、まだ具体的には公表されておられません。

大体通常ですね、事業がどれぐらい進むか、いつ完成するかというのにつきましては、ほかの事業も一緒ですけども、事業をするための要件として、一つは土地を確保する必要がある。それと、あとは予算を確保する必要があるということです。

で、ちょっと不確定な要素があるものですから、その付近で、ある程度めどがついた段階で、供用、完成時期を公表するというようになっております。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。了解しました。

引き続きなんですけれども、建馬町2号線、1号線、そして中北町9号線、古城町27号線というのが、説明あったんですけども、これは先ほどの説明では、県が側道として整備してっていう話だったんですけども、今現在ここに道はないっていうことなんですかね。ちょっとわかりにくいんですけども。

○委員長（福嶋安徳君） 松本土木課長。

○土木課長（松本浩二君） はい。この側道につきましては、この位置にちょうど合致する市道はございません。ただし、これ、土地を買収いたしまして、そしてまた沿線にこのような、せっかく大きな広い道路ができた中で、堤防に近い土地に関しては、全然乗り込みといたしますか、そういうのもできない。または、堤防上で——今まで、堤防の道路を通っていたのが、通

れなくなったり、そういうことで、現在の県道のほうに行く道路がなくなるとか、そのような実際の現地での状況と、またあわせて沿線のサービスのことも考えまして、県のほうで側道をつくっていただくことになっております。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。確認ですけど、じゃあ、今ないところを市道認定するちゅうこと。

○土木課長（松本浩二君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 松本土木課長。

○土木課長（松本浩二君） はい。現在ないところに市道認定します。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。了解しました。

じゃあ、もう1点なんですけど、ちょっと記憶の確認で、私の記憶の確認で申しわけないんですけども、南川橋梁なんですけど、これが完成、開通が28年度だったと思うとですよ。

で、たしか以前説明ば受けたときは2車線で開通させますよという話ば聞いたんですけど、この間の議会か何かんときに、前回の議会のときに4車線化のあれで、工事のあれがですね、もう入ってきとったっていうのがあるんですけども、これは、じゃあ、28年度4車線化で全部通していくっていうことでよかったですかね、理解すれば。その変更されたということなんですか。2車線の、——私は2車線化で通していくっていう記憶だったんですけども。確認です。

○委員長（福嶋安徳君） 西都市整備課長。

○都市整備課長（西 竜一君） 都市整備課の西でございます。よろしく申し上げます。

今の御質問に対する答えなんですけど、整備としてはですね、八代市施工区間につきましては、4車線の幅でですね、全て整備します。

ただまだ暫定供用という形で、一部ですね、

麦島から、葭牟田町までという暫定供用という形になりますので、その間、いろいろな市道との交差点というのが出てきておまして、それを今どういうふうに供用開始をするかということで、警察のほうとですね、協議をしております。

ですので、整備は4車線で整備をしておりますが、一部ですね、4車線じゃなくてですね、2車線に絞る形ですね、ゼブラでやったりとかですね、安全施設を設けてですね、一部絞るような形で供用開始するっていうことになるのではないかというふうに考えております。

現在、供用開始をどのような形であるかというのは、県警と協議中でございます。

○委員長(福嶋安徳君) 野崎委員。

○委員(野崎伸也君) はい。理解しました。ありがとうございました。

○委員長(福嶋安徳君) はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) それでは、これより採決いたします。

まず、議案第117号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第118号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会します。

(午前10時47分 小会)

(午前10時48分 本会)

◎議案第116号・財産の取得について

○委員長(福嶋安徳君) はい、本会に戻します。

次に、議案第116号・財産の取得についてを議題とし、説明を求めます。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)環境センター建設課、山口でございます。座って説明させていただきます。

○委員長(福嶋安徳君) どうぞ。

○環境センター建設課長(山口敏朗君) 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第116号・財産の取得についてでございます。

本件は、環境センターの建設予定地としております八代市港町の約5.6ヘクタールのうち、昨年度取得しました県有地約2.6ヘクタールを除きました、元国有地で現在熊本県が所有します約3ヘクタールにつきまして、下記のとおり、財産を取得するものです。

物件の所在地は、八代市港町298番2でございます。面積は、2万9917平方メートル、地目は雑種地です。取得予定価格は、2億7900万円でございます。契約の相手方は、熊本県知事、蒲島郁夫でございます。

提案の理由としましては、予定価格2000万以上で、かつ、面積が5000平方メートル以上の土地を取得するには、八代市有財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためです。

裏面の6ページをお願いいたします。

位置図でございますが、斜線で表示している部分が今回の取得予定地でございます。

続きまして、資料のほうを配付させていただいておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただいて、1ページ目に今回取得します土地の詳細を記載しております。

1項目めは、物件の地番を記載しております。

2項目めは、今回の取得面積でございます。2万9917平方メートルとしております。

次に、3項目めの取得予定価格は、2億7900万円で、1平方メートル当たり9320円でございます。

なお、9月の補正予算では、取得予定価格を2億8200万円として計上しておりましたが、熊本県が財産審議会を開催するに当たり、再度、不動産鑑定評価を行いましたところ、1平方メートル当たり90円安くなりました関係から、総額で300万円安くなっております。

4項目め、5項目めでございますが、今回の土地取得に当たりましては、熊本県と平成27年11月6日に仮契約を締結しております。

なお、この仮契約書は、頭書きにより、熊本県議会の議決、及び、八代市議会の議決が得られたときに、本契約となるものでございます。

次に、資料の2ページ目に位置図、3ページ目に今回取得します土地の写真を添付いたしております。

写真の赤線で囲みました部分が、環境センター建設予定地の約5.6ヘクタールでございますが、今回の取得部分は、薄く着色しております部分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、議

案第、——はい、以上の部分について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、ないようです。じゃあ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） これより採決いたします。

議案第116号・財産の取得については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会します。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前10時53分 小会）

（午前10時57分 本会）

◎陳情第3号・八代市三江湖町、産業廃棄物処理業者敷地内に長期間放置されている廃棄物の早期対応方について

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。審査に入ります前に、郵送にて届いております要請書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと思います。

今回、当委員会に新たに付託となりましたのは、陳情1件です。

それでは、陳情第3号・八代市三江湖町、産業廃棄物処理業者敷地内に長期間放置されている廃棄物の早期対応方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりであります。念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（岩崎和平君） （書記、朗読）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

何か御意見等はありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。この要旨の中に、こんなに長い間、何も対応がないことに驚きというような文言があるとですけども、一体どれぐらい前から、こういうふうになっているのかとか、八代市のほうはどういった把握をしているのかとか、ちょっとお話聞きたいんですけども。

○委員長（福嶋安徳君） はい、執行部に聞きますか。（「はい、呼んでください」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、異議なしと認め、執行部に説明を求めるとします。

小会します。

（午前11時02分 小会）

（午前11時03分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、本会に戻します。はい、本会に戻します。

説明者として、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、委員長。

失礼します。廃棄物対策課の山口でございます。座らせていただきまして、御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 今回の陳情内容でございますけども、この事業者は、熊本県から産業廃棄物処分業の許可を得て、操業を行っております。したがって、その指導、

監督は、熊本県が行っているところでございます。

本市は、産業廃棄物処分業者に関して、直接的にお答えする立場にはございませんが、陳情のあった件について、熊本県にお伝えするとともに、本市で把握しておりますことについて、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、請願・陳情文書表の要旨の中の陳情内容の1から6項目について逐次御説明いたします。

まず、1点目でございます。防災の観点からも、消防で把握しているかどうか、確認方、及び早急に対応方願うという点でございますけども、火災等の御心配につきましては、本市廃棄物対策課では、不法投棄監視員が毎日市内を巡回しております。当該箇所につきましても巡回を行い、気づき、発見等があった場合は、熊本県と情報共有を図っているところでございます。

また、今回の陳情を受けまして、防災担当課や消防署への情報提供も行っているというところでございます。

陳情内容の2番目、いつ処分されるか。早急な対応を願うという点でございます。これにつきましては、廃棄物の早急の処分については、熊本県が事業者に対しまして、改善命令に基づく改善計画を提出させ、改善指導を行っているということを熊本県から伺っているところでございます。

陳情要旨3、廃棄物の出どころの特定を願うということでございます。

廃棄物の出どころの特定についてでございますが、当該事業者が保管している産業廃棄物については、県がマニフェスト等で、伝票等で把握しているというふうに聞いております。

陳情内容の4点目、私有地のため、中に入ることができないという点でございますけども、

私有地への立ち入りについては、本市が第三者に対して私有地への立ち入りの許可を出すという立場にはないというところでございます。

陳情要旨の5点目、害虫が多く、健康被害が出てからでは遅いと。消毒等の対応方願うという点でございますけども、これにつきまして、害虫駆除につきましては、10月5日に事業者の関係者が処分場周辺及び周囲の民家等に対して薬剤散布を実施しているところでございます。

陳情内容の6点目、台風の折、道路に飛散した廃棄物等の点でございますけども、処分場内の廃棄物の飛散防止につきましては、以前から熊本県が指導しております。これに伴いまして、事業者がネットやシートをかけて飛散防止をしているところでございますが、今回の台風の後、さらにネット張り等を行いまして、飛散防止に努めているというふうに伺っております。

以上のとおりでございます。

○委員長（福嶋安徳君） 以上の部分について御意見を伺います。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 松永委員。

○委員（松永純一君） はい。今、ただいまの説明を聞き——私、この三江湖のこの現場も、地図とか写真がありませんから、何もわからないんですが、今の説明を聞くと、どうも県が許可をしている業者だと。いろんな指導とか、届け出とかっていうのは、全て県が行うような、今ニュアンスで聞いたんですが。市では立ち入りもできないし、指導もできないということで、やっぱり県にですね、やっぱり早急に動いてもらうというか、この陳情内容をですね、県のほうに届けて、その実態をですね、調べて、調査して、対応してもらわなければならないと、私はそういうふうに思いますけども。

ですから、今回の請願について、今なかなか

結論がでなければ継続して、また次回の報告を待つとかというようなことではいかがなものでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） はい。今、松永委員の意見が出ました。ほかにありませんか。

増田委員。

○委員（増田一喜君） はい。今の説明では、市が立ち入って、そのかかわる部分とかかわれない部分と説明がありましたけども、だけど、ここでかかわれる部分もかかわれる部分として、早急に対応してあげたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

また現場はわからぬから、委員会で現場視察みたいなのできるんですかね。もしそれが可能であれば、お願いをしたいと思います。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。放射能の関係はどやندったつですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。ここでおっしゃる放射能は、多分東北地方の震災にかかわる件かと思いますが、これにつきましては平成23年に法律ができております。これは特別措置法でございます。

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法というのが制定されております。

その中の第15条でございますが、第15条中に、国による対策地域内廃棄物の処理の実施ということがございます。第15条、国は、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管および処分をしなければならないというふうな規定がございますので、国において、これは一括的にその対応を行っているというところでございます。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。いや、聞いているのはそういうことじゃなくて、八代市がですよ、その地域住民の安心安全を守るというようなことであれば、こういったものが、仮にですよ、出てきたということであれば、八代市はそういうところに対して、ちゃんと対応するべきじゃないんですかっていうようなことを聞いているんですけど。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。この件につきましては、県のほうにも確認しましたが、今、申しましたとおり、放射能廃棄物ということになりますと、国が一元管理していると。しかも、これは通常の産業廃棄物から除外されたものになりますので、通常の産廃法でも該当しないというふうなものになっています。

したがって、県のほうでも、これについては、処分権限等、監督権限、それが無いということでございます。

それから、もう1点目、県としてこの放射能を帯びた瓦れきの受け入れというのは行わないということが方針として決まっておりますので、県としては、そういうものは入ってきていないというふうなことで考えられているというふうな認識を伺っております。

したがって、市としても、県として、国が管理して受け入れも行っていないと。また当該業者といいますか、その施設のマニフェスト伝票等も全てチェックしたけれども、そういう疑いがないというふうなことを聞いておりますので、県の判断に従いたいというふうを考えております。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。その手続上とか、そういった書面上の関係ですすね、理解はしたんですけども、八代市においてもすすね、そういったところ、放射能の関係、原発とかもすすね、あるわけですから、そういったもの、測定器具とかっていうのは、設置状況ちゅうのは、どやんなんですか。あるんですか。はかれないんですか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。現在市においては、測定器具はないというふうに伺っております。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。松永議員と同じようなことになると思いますけれども、この許認可事業は、県が出したということであれば、最終的には県のほうが、処分あるいはその他については行うようなことになろうかと思っておりますけれども、それについて、市としては、そういう話し合いとか、処分にするに当たっての話し合いなんかはしておらるっつですか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。県のほうとしましても、先ほどの改善計画、改善命令とか出ているというふうに申し上げましたけれども、県のほうが直接業者等の指導は行っているということで、必要があるときにはすすね、うちのほうにも情報提供いただいておりますので、県のほうの指導状況というのを伺いながら、市として何ができるのかということは、今後考えていきたいというふうに考えております。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 百田委員。

○委員（百田 隆君） これは周辺住民の方も、これは困っておらるっと思うんですね。ですから、積極的に市が関与してですよ、早くこれが解決できるような方策とってもらいたい。これは意見です。はい。

○委員（村上光則君） いいですか。

○委員長（福嶋安徳君） 村上委員。

○委員（村上光則君） これについてはですね、私に相談があったものですから、私もびっくりして行ったわけですが、非常に今でもですね、その、ムカデが出たり、ゴキブリが出たり、そしてまた蚊がもう非常にこう、周辺にはぼんぼんしとるわけですよ。

で、私もそれ行って、見たわけですが、もう行って本当にびっくりしました。そらもう蚊がもうですね、異常ですよ。こらあ、もう、これは大変なこっだと思うてですね、もう立って話ではできぬとですよ、蚊がぼんぼん来て。そして、もうその夜はもうムカデが出てきて、もうそこ周辺の方が、ムカデん出てきて、ムカデん刺されたて言うてから、もう大変な思い、今もしておらるっですよ。

だから、すぐ市長にも、私は要望書を出すから、ついていってくれということで、要望書を出しとります。

この前、県の担当課とも呼んで、県事務所に呼んでですね、そして、話も聞いたわけですが、要するに、今管理しとる会社が、鹿児島県のアグリー何とかちゅう会社と。で、その、山口課長は、その後は、その会社がどういうふうな県とやりとりをしておるのか、聞いたことはないんですか。話は聞きましたか。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。10月5日に、申し上げましたとおり防除等を行っ

たということで聞いておりました、その後は県のほうとしては、先ほど申しました改善命令のもと、改善計画の確実な遂行を求めているというふうに伺っております。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 村上委員。

○委員（村上光則君） その会社がですね、それを片づける能力がですね、あるかないかは、もう県はわかっと思って思うとですよ。

私はその会社が倒産寸前の会社じゃないかというふうなことも聞いとつとですが。それを県にちゃんと話をしてですよ。困っているのは八代の市民ですから。それは、あたたちがちゃんと物を言うて、県にすぐ片づけさせる、——してもらるか、それくらいはあたたちが一生懸命になってせんと。これは熊本市民が迷惑じゃなかっですよ。八代市民の、三江湖のあの周辺の方が、もう本当にもう寝られない状況なんですよ。

ムカデが来て寝られますか。私たちがそういう目に遭ったらですよ、それはもう寝られぬですよ。

そういうことを考えてですね、それを県に言うて、県からすぐそれを撤去してもらうように。それはもう市長にも、それは話はしておりますから。でないですよ、もう本当にこの市長がですね、悪く思われてしまうとですよ。市長の目の前ですから、足元ですから。だけん、早く片づけたほうが私はいって思うんですよ。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。県のほうには、当然その要望というか、お話は随時しているところでございます。今後も引き続き、その要望についてはしていきたいというふうに思います。

それから、今、いろんな有害な虫とかです

ね、そういう発言がございました。10月5日に確かにやっておりますけども、今後もそういう事態が見受けられれば、県のほうにお願いしまして、引き続き、そういう防除等には衛生管理を努めてもらえるように要望等を強くしていきたいというふうに考えております。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 村上委員。

○委員（村上光則君） 委員長、先ほども話が出たように、早速現場をですね、皆さんにひとつ見てもらいたいというふうに私は思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。それぞれ皆さん、継続してこの調査をしたいという意見が出ました。

一応小会します。

（午前11時17分 小会）

（午前11時30分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） はい、本会に戻します。

○委員（野崎伸也君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。請願者のほうからですね、かなり長い間に不快な思いというかですね、困っているというような状況が文面ですつづられていますし、あと、今、山口課長のほうからも御説明ありました内容を加味すると、市で対応できる部分は非常に少ないのかなと。県のほうにですね、伝えてもらうような形で、これ採択ということですね、まずは市のほうでとどめておく必要はないのかなというふうに思いますので、採択して県のほうに、そっこのほうに順番的にスライドしていってもらうというような意味合いで採択していったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

よろしくお願ひします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。御意見が出尽

くしたようでございます。まず継続審査の件と、採択という御意見が出ました。

まず、継続審査を求める意見と、採択を求める意見が出ましたので、まずは、継続審査についてお諮りしたいと思います。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手なしと認め、本件は継続審査としないことに決しました。

続きまして、採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、採択することに決しました。

ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

山口課長、御苦労さまでした。（廃棄物対策課長山口修君「お疲れさまでした」と呼ぶ）

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時33分 小会）

(午前 11 時 34 分 本会)

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

このうち、生活環境に関する諸問題の調査に関連して 3 件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・生活環境に関する諸問題の調査

（千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟について）

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） それでは、まず、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟についてをお願いします。

湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部次長の湯野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、生活環境に関する諸問題の調査のうち、1 項目め、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟について、市民環境部廃棄物対策課の山口課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。廃棄

物対策課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして御説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟について、御説明を申し上げます。

本件につきましては、新聞報道でも御案内のとおり、10月9日に熊本地方裁判所に本市を被告とする訴えが提起され、11月11日に本市に訴状が届いております。

本日は、訴状の内容、訴状に対する本市の考え、今後の対応について御報告させていただくものでございます。

裁判手続につきましては、随時、議会のほうに御報告させていただきながら、慎重に事務を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本件は本市を被告とする訴訟に関するものでございまして、委員の皆様からの御質問に対しましては、今後の裁判手続上、影響があると考えられる場合には、お答えを控えさせていただくこともあろうかと思っておりますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、1 ページをごらんください。

項目の 1、訴訟の概要でございますが、原告は、千丁町の株式会社 J・クリーン、代表取締役、城誠二氏、被告は八代市でございます。

（3）の訴訟の趣旨でございますが、八代市が本年 7 月 24 日に実施しました、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札に基づき、有限会社ティ・エム・ディと契約し、原告と契約しなかったことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境省通知及び最高裁判決に反し、裁量権を逸脱し、その手続に

違法性があるなどと原告は主張し、次のことを請求されております。

まず、主位的請求として、①原告が被告に対し、本件業務委託契約上の権利を有する地位にあることの確認。次に、②平成27年10月から原告が本業務を開始するまで、毎月、委託料相当額の143万5000円の支払いを求めています。

次に、予備的請求として、③2年分の委託料相当額、3444万円の支払いと、あわせて年5分の利息相当分の支払いを求めています。

予備的請求といたしますのは、(1)、(2)の請求が認められなかった場合に、予備的に請求するものでございまして、(1)、(2)の請求が認められれば消滅するものでございませぬ。

次に、付随的請求として、④訴訟費用は被告の負担とすることを求めています。

なお、この訴訟費用とは、訴訟を起こす際に原告が訴状に張った収入印紙代12万5000円や、証人の旅費・日当のことでございまして、弁護士費用は含んでおりませぬ。

次に、項目の2番目、本市の入札の経緯でございます。内容は既に御案内のとおりと存じますが、説明させていただきます。

まず(1)でございますが、千丁町においては、昭和48年から原告と随意契約を契約しておりました。

2ページをごらんください。

(2)でございますが、平成17年の市町村合併後も随意契約としたものでございますが、本市の方針としましては、平成22年度に指名競争入札に切りかえたものでございます。

しかしながら、指名業者の選定に当たっては、その支所管内エリアの業者に限定したことから、結果的に1者しか存在しなかった坂本、千丁、東陽支所管内については、1者随契となったものでございます。

次に(3)でございますが、本年度の入札実施直前の7月17日に、原告から、一般競争入札は廃棄物処理法に反し違法であるため、法的措置をとる旨の通知書が八代市長宛てに内容証明郵便で送付されておりました。

また、平成27年7月23日、環境省廃棄物対策課に対して、廃棄物処理法の趣旨からすれば一般競争入札は違法であるため、八代市に対して指導するよう要望を行っておられます。

(4)でございますが、千丁支所管内におきましては、原告と有限会社ティ・エム・ディが入札に参加されまして、7月24日に一般競争入札を実施しました結果、ティ・エム・ディが落札率85.70%で落札されております。

次に、(5)から(7)でございますが、9月8日に、原告の代理人弁護士である法律事務所から、市を提訴する準備をしている旨の文書が送付されました。10月9日に原告から熊本地裁に訴状が提出され、11月11日に訴状が本市に届いております。

次に、項目の3番目、訴状に対する本市の考えについてでございます。

本市が実施しました一般競争入札導入につきましては、何ら違法性はないと認識しておりますので、裁判手続におきまして、原告の請求については棄却を求めるものでございます。

次に、項目の4番目、今後の対応等についてでございます。

今後の手続としましては、訴えの提起を受けて訴状が11月11日に届いております。この訴状によりますと、相手の請求に対して市の考えを主張する答弁書を提出することになります。この提出期限が11月末とされておりますことから、この答弁書の作成期間が非常に短く、決裁期間等を考慮しますと、実質的に1週間程度しかございませぬでした。

したがって、早急に弁護士に本市の代理人弁護士としての依頼、契約締結を行う必要が

ございましたので、既に11月18日に契約を
させていただいております。

その後、一昨日の12月7日に第1回目の口
頭弁論が熊本地方裁判所で開催されたところで
ございます。

3ページをごらんください。

最後に、(2)の裁判費用に係る予算等につ
いてでございます。

代理人弁護士につきましては、文書統計課と
協議を行い、市内弁護士事務所所属の弁護士の中
から、行政分野の取り扱い可能な中松洋樹弁護
士に依頼しております。

本市の代理人弁護士としてお願いする報酬に
つきましては、予算を取り急ぎ執行する必要が
ございましたので、本来であれば、補正を行
い、執行するところではございましたが、訴状が
届いたのが11月11日、弁護士に報酬につ
いて相談したのが11月13日でございます、
12月補正予算の計上に間に合わない状況でござ
いました。

したがいまして、財政課とも協議を行い、予
備費を充用して予算を執行し、11月18日に
契約締結を行い、答弁書を作成し、裁判所に提
出したところでございます。

③の予算額でございますが、平成27年度の
予算につきましては、先ほど御説明しましたよ
うに、予備費を充用し着手金として173万円
を執行しております。

この着手金173万円の中には、月1回の裁
判所への出頭に対する日当が、1日2万円の4
回分で8万円、通信費等の実費が3万円等を含
んでおります。

28年度以降につきましては、当初予算で日
当分の24万円、裁判が終わりますと最終年度
には、成功報酬として372万3000円を予
定しております。

この予算の積算根拠でございますが、弁護
士からの見積りによるものでございまして、日本

弁護士連合会、いわゆる日弁連の報酬規定に準
拠したものとなっております。

別添の参考資料といたしまして、環境省通
知、最高裁判決文を添付しておるところでござ
います。

以上、説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○委員長(福嶋安徳君) はい。本件につ
いて、何か質疑、御意見等ありませんか。

増田委員。

○委員(増田一喜君) これに書いてあるの
は、訴状が来たときの内容を要約してあるんで
すかね。この説明のところ。

○委員長(福嶋安徳君) 山口廃棄物対策課
長。

○廃棄物対策課長(山口 修君) はい、その
とおりでございます。

○委員長(福嶋安徳君) 増田委員。

○委員(増田一喜君) と言うことは、2ペ
ージの2ですね。2ページの(2)ですけど、こ
の中ほどにある、平成22年に指名競争入札へ
切りかえ、平成27年8月までの5年間の長期
継続契約を締結しているということが、過去に
あったわけですね。

このときに、指名競争入札に切りかえたちゅ
うことを御存じだから、今度も、制限つきのこ
の競争入札ということは、ごく当然のことだろ
うと思うんですよ。結局、競争入札になったと
いうことは、御存じちゅうことよね。

それと、もういっちょは、指名業者の選定に
当たっては、その支所管内、エリアの業者に限
定したことから、結果的に1名しか存在しない
で、結局形としては随意契約になったと。

だから、こう、ちゃんと御存じのようです
ね。

○廃棄物対策課長(山口 修君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) 山口廃棄物対策課
長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。前段の、原告の方がどれだけ認識されていたかということについては、実際そこまではわかりません。多分、今後裁判の中で、そのことについては、何らかの主張があるかというふうに考えております。

また、後段については、事実として、確かに結果的に1者しかいなかったことに伴いまして、随意契約をしたというところがございます。

○委員長（福嶋安徳君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） それともう一つは、（4）。そこの括弧のところに、この括弧の下の落札率85.7%というふうに書いてあるけど、前の説明で87%ぐらいって聞いたような気がするんだけど、そこはこの数字で合っているんですか。

○廃棄物対策課副主幹兼収集計画係長（宮川芳行君） この資料の中――。

○委員長（福嶋安徳君） ちょっと名前を教えてください。

宮川廃棄物対策課副主幹兼収集計画係長。

○廃棄物対策課副主幹兼収集計画係長（宮川芳行君） 今お尋ねの落札率についてでございますけれども、今お手元に配付しております落札率85.70%が正しい数字でございます。

（委員増田一喜君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） ここまで来ましたので、粛々とやってください。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。内容については、もう裁判所に投げられますので、特に聞く必要ないと思うんです。で、市のほうも、これ、やってることが違法性ないというふうな認

識、相手もそういうふうな認識なんで、あとは裁判で結果が出るだけちゅう話なんですけど、一つ思うのはこの予算なんですよね。

議会承認しなやいけないような予算がですね、出てくるちゅうことなんですけれども、もし、仮にですよ、もし仮に八代市が負けた場合、誰が責任を負うんですか。

これは、相手方はもう社会的なですよ、――社会的ちゅうか、財産的な部分で、非常に、もし負けたときはですよ、非常に制裁ちゅうか、受けるわけなんですよ。

じゃあ、八代市のほうは負けても制裁はないんですか、何も。誰が責任とるんですか、この金額を。そこまで明確にしておく部分じゃないんですか、これ。それか、その後に明確にするのか。

おかしいでしょう、だって。一般市民から見たら。

○委員長（福嶋安徳君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 今の御質問で、仮に負けた場合、誰が責任とるのかというような御質問でございますけれども、我々としては、事務的、法的にのっとして業務を進めておりますから、違法性はないという判断で進めております。仮に負けた場合ということは、ちょっと今のところは考えておりません。

○委員長（福嶋安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。ただ、これ、こういう仮定にあったところをですよ、いろいろと廃棄物の入札の関係が変わっていった部分で、誰がどのような形でかわっていったのかということではですね、やっぱり今後きちっと明確にしとかないかかなと私は今思っているところです。はい。

だけん、最終的に、これが、判決が出たときに、どういったことをですね、金額的な問題にもですよ、言及していかないかかなと思

ますんで。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい、意見としてよかですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） それでは――。

○委員（村上光則君） 委員長。今の関連ばってん、負けた場合は、本当に八代市がもちろん払うってなるばってん、それは八代市長が払うとな。そん、市が払うと。どやんなっと。

○委員長（福嶋安徳君） これは、この八代市が訴えとる場合じゃなかつすけん、また立場が違うけん――。

○委員（村上光則君） 八代市民が払うわけ。税金で払うわけ。本人が払うと。

○委員長（福嶋安徳君） 湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） これにも1ページ目、書いてありますけども、被告を八代市として、今訴えをされておられます。当然――。（委員村上光則君「市長が代表になつてでしょう」と呼ぶ）代表は市長というふうに。

ただ、今申しましたとおり、我々はもう肅々と事務にのっとして、法律にのっとしてやりますので、違法性はないという判断を――。

（委員村上光則君「市の税金で払うわけたいな」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） 中村市長に対してじゃなかつだいけん。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 仮に今――。（委員村上光則君「市長個人が払うわけじゃなか」と呼ぶ）はい。（委員村上光則君「市の税金で払うわけたいな」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） もう裁判、始まってますからですね、結局は想定したって、勝つの負けるのと言ったってしょうがないんですよ。勝つつもりで訴状を受け取って、そこで議論をす

るといふことですから。またその責任問題については、結果が出てからでよろしいんじゃないですかね。個人さんも、自分の財産かけても勝つということ提訴されてるんでしょうから。負けることは想定されてないでしょう。お互い負けることは想定してない。

もし市がそういうことを想定したら、受けることはなくして、もう最初からばつと全部やり直してという対応したでしようけど、それしないと。法的にはちゃんと採用して間違いありませんということだから、あれで受けれるんだから。

だから、これはもう結果が出ないと。今、もう裁判中だから、四の五の言えないですよ。それは、もう結果が出たときにきちんと議論して、その責任の所在を明確にしていなければ、それでいいのかなと思いますけどね。

（「肅々とやってください」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、御意見も出尽くしました。これ、今訴訟中ですので、ここらあたりで意見を終了したいと思います。

以上で、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る訴訟についてを終了いたします。

・生活環境に関する諸問題の調査

（環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（福嶋安徳君） もう1つあります。

（「あと2つあります」と呼ぶ者あり）

はい、それでは、次に、環境センター建設事業の進捗状況についてをお願いいたします。

湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 続きまして、環境センター建設事業の進捗状況について、市民環境部環境センター建設課の山口課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター建設課、山口でございます。先ほどは、財産の取得案件につきまして御承認いただきまして、ありがとうございました。

それでは、環境センター建設事業の進捗状況につきまして、御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 環境センター建設事業は、9月30日に基本設計が終了し、現在、各施設の実設計を行っているところでございます。

また、先月11月19日には、安全祈願祭がとり行われるなど、スケジュールに準じた進捗状況であり、平成30年4月の供用開始に向け、取り組んでいるところです。

本日は、基本設計終了時点での各施設の概要について、御報告させていただきます。

それでは、資料に基づき、御説明いたします。

まず、資料の1ページ目をお開きください。

基本設計終了時点での全体配置図になっております。

配置図の左側——用地の西側になりますが、廃棄物処理エリアになり、約3.1ヘクタール、右側——用地の東側が緑地エリアで、約2.5ヘクタールになります。

まず、左側、廃棄物処理エリア内の紫色の施設が、エネルギー回収推進施設、いわゆる、ごみ焼却施設になります。

同じ紫色で、配置図の左上にありますのが、計量棟・受付棟になります。

エネルギー回収推進施設の下側にあります水

色の部分は、環境センター用地に降った雨水を一時的に貯水し、施設外に排水するための調整池になっております。

これらの3施設は、今後、日立造船株式会社が建設することになります。

先日行われました安全祈願祭は、環境センター建設用地全体の造成工事と、エネルギー回収推進施設、及び、計量棟・受付棟、調整池の工事に関して行われたものです。

次の施設から、市が今後、工事を発注をいたします施設になります。

黄色の施設は、資源物の中間処理を行いますマテリアルリサイクル推進施設になります。

マテリアルリサイクル推進施設の右上にあります青色の施設が管理棟になり、同じく、配置図の左側にありますのが車庫・洗車棟になります。

そのほか、全体を取り巻く場内道路などの外構設備と配置図の右側が緑地エリアを整備することになります。

管理棟、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設の各施設は、渡り廊下でつながっており、見学者は、管理棟から歩いて全ての施設を見学できるようになっております。

以上で、配置図の説明を終わります。

続きまして、2ページから4ページまでは、先ほど御説明しました施設の基本設計終了時点での施設概要をまとめておりますので、ごらんいただければと思います。

現在、実設計を行っているところで、実設計が終了するころに、詳細について御報告させていただきたいと考えております。

5ページ目をお開きください。

5ページ目は施設全体の完成予想図となっております。

あくまでも基本設計時点での鳥瞰図になっておりますので、各施設の実設計や緑地エリア

を災害廃棄物の仮置場に活用できるようにしますと、今後、この絵も変わってくるものではないかと考えているところでございます。

次の6ページ目、最後のページ、A3判の資料をお開きください。

環境センター建設事業のスケジュール案でございます。

色がついていないグレーの部分につきましては、現時点までに終了した事業内容となっております。カラーになっております部分が、今後のスケジュールとなっております。

まず、上段の環境影響評価のスケジュールについて御説明いたします。

平成25年度までに環境影響評価を終了しておりますが、今年度からは、工事中及び使用後の環境の状態を把握するための調査として、環境影響評価事後調査を行っております。

調査期間は、工事着手となる今年度、平成27年度から、供用開始年度である平成30年度までとなっております。

年度ごとに、工事状況や、水質、騒音、動植物などの調査を随時行い、30年度には、供用開始後ということで、悪臭の調査を加えることとしております。

毎年、調査結果を取りまとめ、最終年度には、環境影響評価事後調査報告書を作成し、1カ月間の縦覧公告を行うこととしております。

続きまして、2段目の国有地のスケジュールについて御説明いたします。

元県有地、2.6ヘクタールにつきましては、本年2月に所有権移転登記が完了し、現在、市有地となっております。

元国有地、現在県有地となっております用地の取得につきましては、11月に熊本県との仮契約を済ませ、財産の取得案件につきましては、本議会に提案させていただき、先ほど、委員会で御承認いただいたところです。

今後、本議会で承認をいただき、12月の熊

本県議会で財産処分の議決が得られれば、契約締結となり、その後、土地代の支払い、所有権移転登記手続の事務完了がすれば、環境センター建設用地、約5.6ヘクタールの取得手続が全て完了することになります。

最後に、工事のスケジュールについて御説明いたします。

下から2段目のスケジュールになります。今年度は、9月末までに基本設計が完了し、現在、実施設計を行っているところで、平成28年3月までに完了させ、計画通知の確認済み証の交付を受けることになります。

また、5月18日からは、現地のボーリング調査や測量を開始しております。

造成、地盤改良工事につきましては、12月に入り、現在取得しております県有地から着手したところでございます。

平成28年4月に入り、エネルギー回収推進施設本体の工事に着手し、平成29年12月ごろから、焼却施設の試運転を行い、平成30年3月末の完成を予定しているところでございます。

マテリアルリサイクル推進施設や管理棟など、今後発注します工事につきましては、実施設計の途中でありますことから、工程等がはっきりと固まりました次第、委員会に報告させていただきたいと考えているところでございます。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福岡安徳君） はい、以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福岡安徳君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません。今説明の中で、災害ごみ仮置き場っていう話が出たんですけども、この1ページのですよ、このパース、この図面の中でどこら辺ば、その予

定しているんですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。右側の緑地エリアの約1ヘクタールから1.5ヘクタールの部分を災害廃棄物が置けるように今実施設計の中で進めているところでございます。

ただ、基本的には緑地エリアということになりますので、それをどのように活用できるかというところで今検討を進めているところでございます。

基本的には、廃棄物処理エリアに近い側というところであるかと考えているところでございます。

以上でございます。（委員野崎伸也君「はい。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、ないようです。

以上で、環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

・生活環境に関する諸問題の調査

（産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村長への意見聴取について）

○委員長（福嶋安徳君） 次に、産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村長への意見聴取についてであります。本件については本委員会冒頭にも申し上げましたとおり、本委員会においても調査が必要であると思っておりますので、本日の調査項目に追加した次第です。御理解を願いたいというふうに思います。

それでは、産業廃棄物処理施設設置に係る関

係市町村長への意見聴取について、執行部より説明願います。

湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい。それでは、続きまして、追加させていただきました3項目め、産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村への意見聴取については、市民環境部廃棄物対策課の山口課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。廃棄物対策課の山口でございます。座りまして説明させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○委員長（福嶋安徳君） はい。

○廃棄物対策課長（山口 修君） それでは、産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村長への意見聴取について御説明申し上げます。

本件につきましては、熊本県が、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱に基づいて手続を進めている案件でございます。同要綱に規定してあります関係市町村長への意見聴取の照会に対して、県知事宛てに回答する意見の案を御報告させていただくものでございます。

それでは、お手元に配付してあります資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、1ページの上にある表をごらんください。

まず、この要綱についてでございますが、①産業廃棄物処理施設等の事業計画の事前公開と、②地域住民と設置者との紛争の予防・解決を図ることを目的としています。

そして、その下段に表記しておりますが、第15条においては、関係地域の市町村長に生活環境保全上の見地から意見を求めることとして

ありまして、現在、その回答案について検討しているところでございます。

次に、項目の2の対象の地域についてですが、1ページの下の表をごらんくださいませ。

設置者の住所及び氏名は、菊池市の九州産廃株式会社、代表取締役は中田浩利氏でございます。

設置の予定場所は八代市新港町2丁目。処理施設の処理能力は、4の産業廃棄物の焼却としては、1日36.48トンでございます。

関係地域としては、予定地の敷地からおおむね1キロメートル以内となっております、これは県の要綱の第7条3項に準じた指定となっております。

次に、項目3の要綱に基づく事務手続の経緯についてでございますが、2ページの上の表をごらんください。

平成27年2月26日付で、県から事業概要書の送付を受けております。

8月24日付で関係地域の指定について照会がありまして、これまでの事例などを勘案いたしまして、おおむね1キロ以内の関係地域として差し支えないというふうな回答をいたしております。

そして10月2日の通知におきましては、関係地域について1キロ以内、事業計画の閲覧を10月5日から11月4日までとする内容を受けております。

この閲覧につきましては、八代保健所及び産業廃棄物対策課の事務所の2カ所において、閲覧に付したところでございます。

10月22日には、県から、九州産廃の周知計画書を受理され、10月27日には、九州産廃が八代ホワイトパレスにて関係地域の事業者、個人の方々を対象に事業計画の説明会を開催しております。

そして同じく11月27日付の関係市町村長への意見聴取についての照会文書を受け、現在

に至っているところでございます。

それでは、市長の意見としての回答案について御説明いたします。

1番、申請地周辺は不法投棄が少なくない地域であるため、事業所の周囲はみだりに外部からの侵入ができないよう対策を講じること。
(不法投棄からの観点から)

2、感染性廃棄物及び焼却灰、ばいじんについては、指導要綱等を順守するとともに、事業計画書にある管理等に努めること。(焼却施設の適正稼働の観点から)

3、事業活動に起因する騒音・振動については、関係法令を順守するとともに、事業計画書のとおり必要に応じた対応及び維持管理に努めること。(騒音・振動防止の観点から)

4、車両の出入り、重機等の運転(使用等)に伴う粉じんが、施設周辺へ飛散しないよう、また、油類等が雨水により側溝を通して敷地外へ流れ出ないよう、敷地内の清掃と機材等の管理に努めること。(粉じん、排水対策の観点から)

5、適正な操業及び管理を行うとともに、周辺から苦情等の申し立てがあった場合には、誠意を持って対応し、その問題解決に努めること。(近隣への配慮の観点から)

6、予想される搬出入の車両台数は1日34台とのことですが、近隣にはスポーツ施設があることから運行については安全の確保に留意すること。(交通安全の観点から)

以上、この6点を、生活環境保全上の見地からの市長意見として、回答を考えているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(福嶋安徳君) はい、本件について御意見を求めます。

○委員(野崎伸也君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 場所はどこですか。わからない。（「ああ、場所は——」と呼ぶ者あり）港町の2丁目4番8っていう場所がわからぬとですけど。

○委員長（福嶋安徳君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） 新港町は2丁目ということで、県営野球場がございまして、その南側にまた水処理センター。（委員野崎伸也君「はい、はい」と呼ぶ）それから西側に約100メートルくらいの位置。（委員野崎伸也君「西側」と呼ぶ）西側です。港側のほうに100メートルくらいの位置に道路、港湾道がございまして、その西側になります。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 外港の工業用地の中って考えればよかったですか。（市民環境部次長湯野孝君「そうですね。工業——」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい、湯野市民環境部次長。

○市民環境部次長（湯野 孝君） はい。今おっしゃられたとおり、外港の工業用地の中になります。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい。村上委員。

○委員（村上光則君） その周辺の事業所は、反対はなかったでしょう。最初はやっぱり——。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。11月27日、ホワイトパレスで説明会がございまして、そこに同席したわけでございますけども、進出について反対するという意見は出なかったというふうに記憶しております。はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） さっき、場所ですが、ラグビー場のあつですたい。あの西側かな。あの辺ですかね。

○委員長（福嶋安徳君） 谷口廃棄物対策課廃棄物対策係長。

○廃棄物対策課廃棄物対策係長（谷口 徹君）

はい。設置予定の場所ですけれども、市球技場の南側、やや南西側のほうに位置しております。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） それと、その医療廃棄物もこれは入とつとつだろう。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。御指摘のとおり、医療廃棄物も焼却するという計画になっております。

○委員長（福嶋安徳君） よかですか。

はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 建設のほうは大体いつごろのめどになりますか。

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） はい。説明の中では、大体操業を2年後に目途として進めたいというふうなことで説明があつております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。意見は出尽くしたようです。

○委員（野崎伸也君） あ、もういっちょよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。これは以前八代市の燃やせないごみを持っていったところですよ、会社ですよ。で、多分同じように、今後も産廃とかいろんなものを燃やすような施

設をつくられると思うとですけれども、八代市が今後何かかわり合いを持つ部分、あるいは、——あるいはちゅうか、八代市が、何か、こう、持っていったり、何か、委託する部分とかがあってというのが、この会社にありそうですか、今後。

だけん、なからぬばよそから持ってきて燃やさすっていう話でしょう、全部。どやんですか。（「持ち込みの関係ですか」と呼ぶ者あり）うーん、八代市のごみば燃やさすっていうのがあるのか——なかって思うとですけれども。だけん、そうなれば、全部八代市以外のば持ってきて燃やさすちゅうことですかね。（「産業廃棄物じゃないからね」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 山口廃棄物対策課長。

○廃棄物対策課長（山口 修君） これにつきましては、事業計画による廃棄物を処理するというございますので、地域について八代市内に限定するというようなことではないというように聞いております。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは、意見、出尽くしております。

以上で、産業廃棄物処理施設設置に係る関係市町村長への意見聴取についてを終了します。

当委員会の所管事務調査については、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてをお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午後12時10分 小会）

（午後12時13分 本会）

○委員長（福嶋安徳君） はい、それでは本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は平成28年1月20日から22日までの3日間、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後12時13分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年12月9日

建設環境委員会

委員長